

次期中期経営計画の策定について

1 中期経営計画の位置付け

- (1) 病院事業の経営指針である。〔P 3、P 4 参照〕
- (2) 「川崎市総合計画」の分野別計画と位置付けられ、関連するその他の計画等と整合性を図っている。〔図1 参照〕
- (3) 総務省自治財政局長通知「公立病院改革の推進について（通知）」（平成 27 年 3 月 31 日付）で示された「新公立病院改革ガイドライン」（以下「新改革ガイドライン」という。）において、病院事業を設置する地方公共団体に策定が求められた「新公立病院改革プラン」として策定。

図1 中期経営計画と本市諸計画等との関係

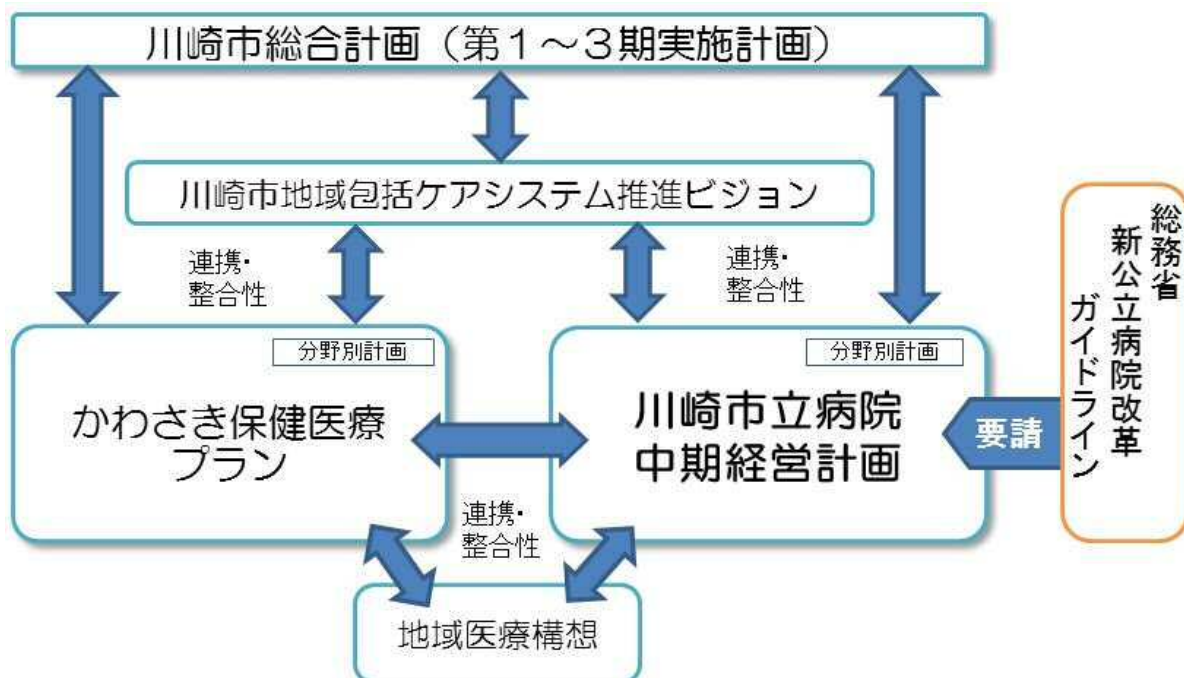
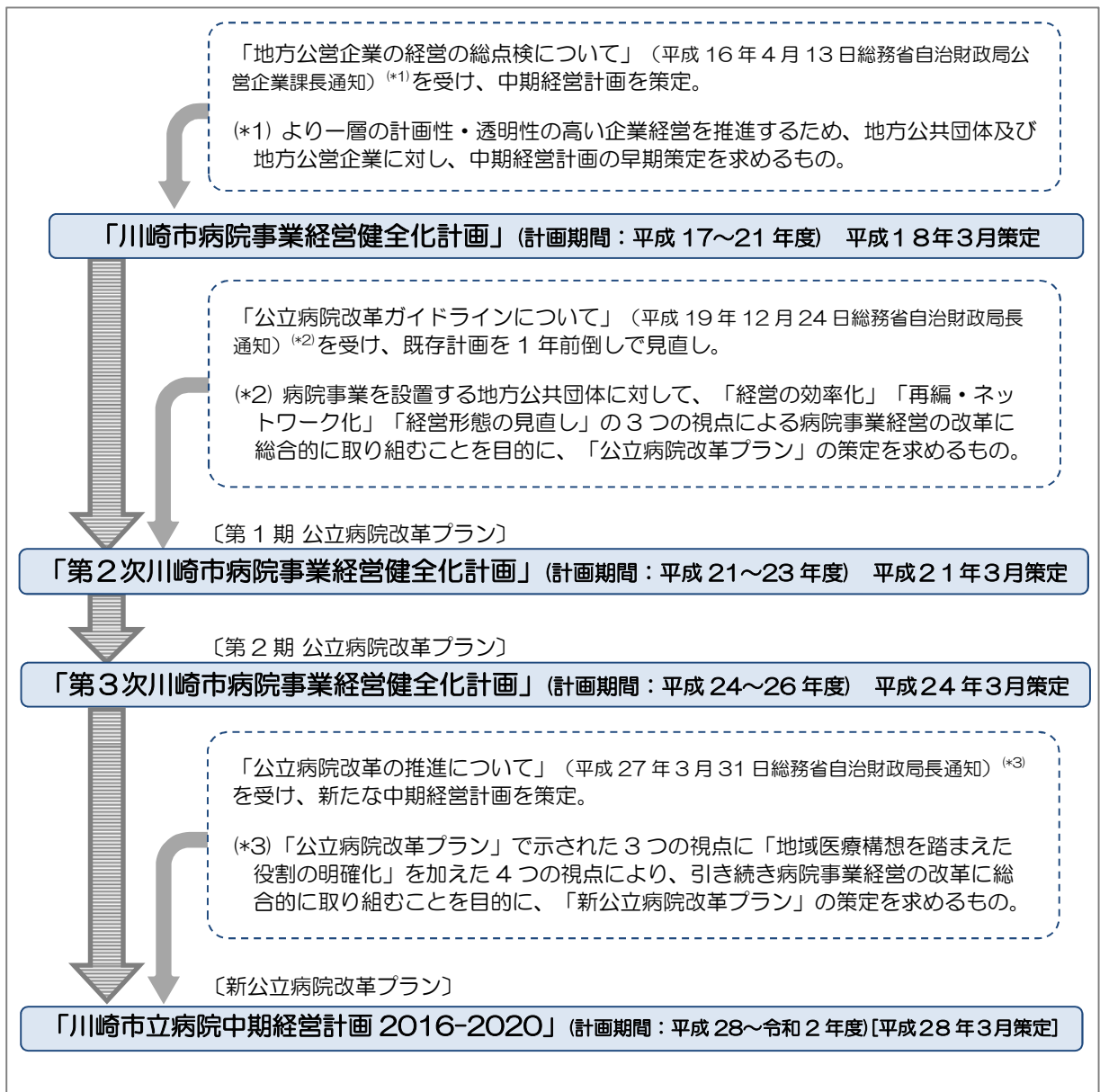


図2 これまでの中期経営計画の策定経過

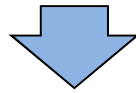


2 現計画の体系

目標 信頼される市立病院の運営（＝総合計画の施策）

基本方針

- 基本方針 1 「誰もが安心して暮らせる医療提供体制づくり」
- 基本方針 2 「地域医療連携の推進」
- 基本方針 3 「災害に強い病院づくり」
- 基本方針 4 「安定的かつ継続的な医療提供体制づくり」



取組課題

取組課題 1 医療機能の充実・強化

取組項目（1）救急・災害医療機能の強化

- » **具体的な取組と成果指標（病院ごと）**
- （取組項目（2）以降も同様）

取組項目（2）がん診療機能の強化・拡充

取組項目（3）高度・専門医療の確保・充実

取組項目（4）医療機能の分化・強化、連携の推進

取組項目（5）その他医療提供体制の強化

取組課題 2 医療の質と患者サービスの向上

取組項目（1）人材の確保と育成の推進

取組項目（2）医療安全の確保・向上

取組項目（3）患者に優しい病院づくり

取組課題 3 強い経営体質への転換

取組項目（1）収入確保に向けた取組の推進

取組項目（2）経費節減に向けた取組の推進

取組項目（3）経営管理体制の強化

3 次期中期経営計画策定の基本的な考え方

(1) 現計画の体系（目標、基本方針、取組課題、取組項目）を維持する

- ・病院ごとに具体的な取組と成果指標を設定する。
- ・目標（信頼される市立病院の運営）は変えない。
- ・基本方針、取組課題、取組項目について、追加・修正は可能。

目標 信頼される市立病院の運営（＝総合計画の施策）

基本方針(1) 誰もが安心して暮らせる医療提供体制づくり



- 高度・特殊・急性期医療や救急医療等を継続的かつ安定的に提供できるよう取組を推進します。
- 「住み慣れた地域での医療、介護等の提供」が効率的、効果的に行われるよう、地域包括ケアシステムの構築に向けた取組を推進します。

- 救急やがん医療など、今後増加が見込まれる医療機能の充実・強化に向けた体制整備を進めます。



基本方針(2) 地域医療連携の推進

- 地域の基幹病院又は中核病院として、診療所等では提供が困難な高度治療や検査、手術などを必要とときに迅速かつ効果的に提供するため、医療機関相互の機能分担と連携を進める「地域医療連携」の取組を、より一層推進します。



基本方針(3) 災害に強い病院づくり

- 災害時に必要な医療を迅速かつ確実に提供できるよう、防災マニュアルの見直しや、災害・防災訓練等の充実を図るとともに、エネルギーセキュリティの向上に向けた取組を推進します。

基本方針(4) 安定的かつ継続的な医療提供体制づくり

- 本市の総人口が増加する中、地域に必要な医療を安定的かつ継続的に提供していくため、必要な医療職の確保・育成に継続して取り組むとともに、現行の経営形態のもと、経営基盤の強化に向けた取組を推進します。
- 新改革ガイドラインに基づき、病院機能の見直しや病院事業の経営改革に総合的に取り組みます。

(2) 現計画策定後の環境変化及び新たな課題等へ対応する

① 新たな公立病院改革ガイドライン（予定）を受けての対応

- ・総務省で公立病院改革ガイドラインの改定（※）を予定していることから、新ガイドラインを受けて新たな要素へ対応していく。

※ 当初は令和2年度夏頃の改定予定であったが、新型コロナウイルス感染拡大の影響で延期となった。

② 地域医療構想を踏まえた役割の明確化

- ・神奈川県地域医療構想（平成28年度）を踏まえて、地域の医療提供体制において果たすべき役割や、地域包括ケアシステムの構築に向けて果たすべき役割を明確にする。
- ・公的医療機関等2025プランの内容や、令和元年度の厚生労働省による公立・公的医療機関等への再検証要請に対する検証結果も踏まえたものとする。

③ 市総合計画や関連計画との整合性の確保

- ・平成27年度に策定された本市の基本構想である「川崎市総合計画」との整合性を確保する。
- ・市の財政収支フレームや将来人口推計、医療需要と整合性を図る。
- ・「かわさき保健医療プラン」など、関連計画との整合性を確保する。

④ 中長期的な経営の方向性を踏まえた取組の推進

- ・医療機能の強化・拡充に伴う医療機器や設備の整備など、ソフト面、ハード面ともに収支フレームに裏付けされた計画とする。

⑤ コロナ後を見据えた取組の検討

- ・感染症への対応強化や患者動向を踏まえた体制など、診療機能の見直しや規模の適正化を図る。

⑥ その他

- 令和2年度診療報酬改定の内容
- 働き方改革、仕事の進め方改革の推進
- ICT活用の推進
- 川崎病院医療機能再編整備計画の具体化
- その他

PFM、SDGs、浸水対策、脱炭素の取組、会計年度任用職員など

4 計画策定時期と計画期間

(1) 計画策定時期

本来、現行計画の最終年度となる今年度中に次期計画の策定を行うべきであるが、

- ・ 新型コロナの収束やその後の受診動向などが不透明な中での具体的な取組や成果指標の設定は困難
- ・ 国から新たな公立病院改革ガイドラインが示される予定

⇒今年度は、直営2病院において全部署・診療科を対象に行動計画を作成するとともに、現行計画の検証を行い、次期計画の取組課題や取組項目など骨子をまとめ、**令和3年度中に市総合計画第3期実施計画の策定と整合を図りながら次期計画を策定する。**

(2) 計画期間

- ・ 現行計画の計画期間は、「川崎市総合計画」との整合性を図るため平成28(2016)年度を初年度とし、終期については新改革ガイドラインにおいて標準と示された平成32(2020)年度としている。
- ・ 次期中期経営計画については、「川崎市総合計画」の**第3期実施計画に終期を合わせ、計画期間を4年とする。**

図3 川崎市総合計画と中期経営計画の計画期間



(3) 令和3年度の事業の進捗管理

- ・ 令和3年度は経営計画としては1年の空白期間となるため、市総合計画第2期実施計画（計画期間：平成30年度から令和3年度まで）に掲げる令和3年度の取組目標や成果指標に基づき事業の進捗を管理していく。